



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外 (32)

目 次

議 会 関 係

告 示

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程..... 1

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第2号

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成17年4月1日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程(平成13年3月県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第17条第4項」を「第17条第5項」に改める。

第5条第2項中「の規定」を「及び第3項の規定」に、「個人情報開示(訂正・削除)等決定期間延長通知書」を「個人情報開示(訂正・利用停止)等決定期間延長通知書」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の6条を加える。

(意見の聴取の通知等)

第5条の2 議長は、条例第13条第5項の規定により、第三者に対し、意見を述べる機会を与える場合は、当該第三者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について、書面により通知しなければならない。

(1) 個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容

(2) 意見を聴取する予定の期日及び場所

2 前項の規定による通知は、個人情報開示第三者通知書(別記様式第7号)によるものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた第三者は、口頭又は書面による意見の陳述を希望する場合は、議長が指定する日までに、個人情報開示第三者意見書(別記様式第7号の2)を議長に提出するものとする。

4 議長は、第三者が口頭による意見の陳述を希望した場合は、当該第三者に対し、意見の聴取を行う日時及び場所を、書面により通知しなければならない。

5 前項の規定による通知は、個人情報開示第三者意見聴取通知書(別記様式第7号の3)によるものとする。

(代理人)

第5条の3 前条第3項の規定により口頭による意見の陳述を希望した第三者は、意見の陳述について、代理人を選任することができる。

2 前項の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

(意見の聴取の実施)

第5条の4 議長は、第三者から意見の聴取を行うに際し、議長の指定する職員(以下「主宰者」という。)に、開示請求に係る個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容について、当該第三者又はその代理人(以下「第三者等」という。)に対し、説明させなければならない。

- 2 第三者等は、主宰者に対し、意見を述べ、及び質問をすることができる。
- 3 主宰者は、第三者等が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて陳述する場合その他意見の聴取の適正な進行を図るためやむを得ないと認める場合は、陳述を制限することができる。
- 4 主宰者は、必要があると認めるときは、第三者等に対し、質問をし、又は説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、意見の聴取の進行を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じる等必要な措置をとることができる。
- 6 意見の聴取は、公開しない。

(意見の聴取の終結)

第5条の5 議長は、その指定した日までに個人情報開示第三者意見書の提出がない場合又は第三者が意見の聴取に出頭しない場合は、当該第三者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

(個人情報開示決定第三者通知書)

第5条の6 条例第13条第6項の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(別記様式第7号の4)によるものとする。

(個人情報開示請求事案移送通知書)

第5条の7 条例第14条の2第1項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第7号の5)によるものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(個人情報訂正実施通知書)

第8条の2 条例第19条の2に規定する書面は、個人情報訂正実施通知書(別記様式第11号の2)によるものとする。

第9条の見出し中「削除請求」を「利用停止請求」に改め、同条中「個人情報削除請求書」を「個人情報利用停止請求書」に改める。

第10条の見出し中「削除請求」を「利用停止請求」に改め、同条第1号中「削除の」を「利用停止の」に、「個人情報削除決定通知書」を「個人情報利用停止決定通知書」に改め、同条第2号中「削除の」を「利用停止の」に、「削除を」を「利用停止を」に、「個人情報一部削除決定通知書」を「個人情報一部利用停止決定通知書」に改め、同条第3号中「削除を」を「利用停止を」に、「個人情報不削除決定通知書」を「個人情報不利用停止決定通知書」に改める。

別記様式第2号中

「

1 本人	2 未成年者の法定代理人	3 成年被後見人の法定代理人
------	--------------	----------------

」を

「

本人	未成年者の法定代理人	成年被後見人の法定代理人
----	------------	--------------

」に、

「

1 閲覧	2 写しの交付(郵送による交付の希望 有)
3 視聴	

」を

「

閲覧	写しの交付(郵送による交付の希望 有)
視聴	

」に改め、同様式の注書

第2項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同様式中

「

1 運転免許証	2 健康保険の被保険者証	3 旅券
4 その他()		

」を

「

1 戸籍謄本	2 その他()
--------	----------

」

運転免許証 その他()	健康保険の被保険者証	旅券
戸籍謄本	その他()	

に改める。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。 」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議長を被告として提起しなければなりません(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」

改める。

別記様式第6号中「個人情報開示(訂正・削除)等決定期間延長通知書」を「個人情報開示(訂正・利用停止)等決定期間延長通知書」に、「削除」に」を「利用停止」に」に、「第13条第2項(」を「第13条第2項(山形県個人情報保護条例第13条第3項・」に、

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。 」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議長を被告として提起しなければなりません(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」

改める。

別記様式第7号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができますが、開示の予定日までに異議申立てがないときは、に関する情報が開示されますので御承知ください。 」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議長を被告として提起しなければなりません(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」

開示の予定日までに異議申立て又は処分の取消しの訴えがないときは、に関する情報が開示されますので御承知ください。 」

改め、同様式を別記様式第7号の4とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号の5

個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

山形県議会議長

印

年 月 日付けの個人情報の開示請求については、次のとおり移送したので、通知します。

なお、移送された個人情報の開示請求に係る事務については、今後、移送を受けた実施機関において執行します。

開示請求に係る個人情報の内容	移送の有無	移送を受けた実施機関(問合せ先(電話番号))	移送した日(年 月 日)	移送した理由
移送したことについての問合せ先(電話番号)				
備考				

別記様式第6号の次に次の3様式を加える。

様式第7号

個人情報開示第三者通知書

第 号
年 月 日

様

山形県議会議長

印

山形県個人情報保護条例に基づき開示の請求がありました個人情報に、次のとおりに関する情報が含まれているので、その開示をすることについての意見を求めます。

開示をすることについて意見を述べることを希望する場合は、年 月 日までに別添の個人情報開示第三者意見書を提出してください。

個人情報に含まれている	
に関する情報の内容	
意見を聴取する予定の期日	

意見を聴取する 場所	
問 合 せ 先 (電話番号)	
備 考	

(注) 指定された日までに個人情報開示第三者意見書の提出がない場合は、意見の聴取の 절차를終結し、
に関する情報の開示が行われる場合があります。

様式第7号の2

個人情報開示第三者意見書

年 月 日

山形県議会議長 殿

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所又は事務所若しくは事業所の所在地

(郵便番号)

(電話番号)

年 月 日付け 第 号で通知のありました個人情報の開示について、次のとおり意見を述べたいの
で、提出します。

(口頭による意見の陳述を希望する場合)

陳述を希望する意 見の概要	
希望する意見陳述 の年月	

(口頭による意見の陳述を希望しない場合)

(該当する番号を で囲み、必要な事項を記入してください。)

1 開示をされても支障を生じない。

2 開示をされると支障を生じる。

(開示により支障が生じる部分とその理由を記入してください。)

様式第7号の3

個人情報開示第三者意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

山形県議会議長

印

個人情報開示第三者意見書により希望のあった口頭による意見の陳述について、次のとおり実施するので、通知します。

意見の聴取を行う日時	年 月 日 時から
意見の聴取を行う場所	
問合せ先 (電話番号)	
備考	

(注) 指定された日時及び場所に出頭しない場合は、意見の聴取の手続を終結し、
が行われる場合があります。

別記様式第8号中「同条第4項」を「同条第5項」に

「

1 本人	2 未成年者の法定代理人	3 成年被後見人の法定代理人
------	--------------	----------------

を

「

本人	未成年者の法定代理人	成年被後見人の法定代理人
----	------------	--------------

に改め、同様式の注書

第2項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同様式中

「

1 運転免許証	2 健康保険の被保険者証	3 旅券
4 その他()		

を

「

運転免許証	健康保険の被保険者証	旅券
その他()		

に改める。

戸籍謄本	その他()
------	--------

」

別記様式第9号から別記様式第11号までの規定中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形

県議会議長を被告として提起しなければなりません(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

別記様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2

個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

山形県議会議長

印

年 月 日付けで提供した個人情報については、次のとおり訂正したので、山形県個人情報保護条例第19条の2の規定により通知します。

については、必要に応じ貴殿(貴団体・貴職)が保有している個人情報も訂正願います。

提供した 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	
問合せ先 (電話番号)	
備考	

別記様式第12号中「個人情報削除請求書」を「個人情報利用停止請求書」に、「の削除」を「の利用停止」に、

削除請求に係る 個人情報の内容	(開示を受けた年月日 年 月 日)
削除を求める 内容及び理由	
請求者の区分	1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人

利用停止請求に係る 個人情報の内容	(開示を受けた年月日 年 月 日)
----------------------	-------------------

に

を

利用停止を求め 内容及び理由	利用の停止	消去	提供の停止	に
請求者の区分	本人	未成年者の法定代理人	成年被後見人の法定代理人	

改め、同様式の注書第2項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同注書第3項中「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除を」を「利用停止を」に改め、同注書第4項中「削除」を「利用停止」に改め、同様式中

1 運転免許証	2 健康保険の被保険者証	3 旅券	を
4 その他()			
1 戸籍謄本	2 その他()		

運転免許証	健康保険の被保険者証	旅券	に改める。
その他()			
戸籍謄本	その他()		

別記様式第13号中「個人情報削除決定通知書」を「個人情報利用停止決定通知書」に、「の削除」を「の利用停止」に、「削除すること」を「利用を停止(消去、提供を停止)すること」に、

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 山形県議会議員長に対して、異議申立てをすることができます。 」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 山形県議会議員長に対して、異議申立てをすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議員長を被告として提起しなければなりません(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」に、

「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除する内容」を「利用停止の内容」に、

「 削除年月日 を 利用停止年月日 に改める。 」

別記様式第14号中「個人情報一部削除決定通知書」を「個人情報一部利用停止決定通知書」に、「の削除」を「の利用停止」に、「一部を削除し、及び一部を削除しない」を「一部利用を停止(消去、提供を停止)し、及び一部利用を停止(消去、提供を停止)しない」に、

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 山形県議会議員長に対して、異議申立てをすることができます。 」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 山形県議会議員長に対して、異議申立てをすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議員長を被告として提起しなければなりません(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」に、

「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除する」を「利用停止の」に、

「削除年月日」を「利用停止年月日」に、「削除しない部分」を「利用停止しない部分」に改める。

別記様式第15号中「個人情報不削除決定通知書」を「個人情報不利用停止決定通知書」に、「の削除」を「の利用停止」に、「削除しないこと」を「利用を停止(消去、提供を停止)しないこと」に、

「削除年月日」
 「利用停止年月日」
 「削除しない理由」を「利用停止しない理由」に改める。

「削除年月日」
 「利用停止年月日」
 「削除しない理由」を「利用停止しない理由」に改める。

「削除年月日」
 「利用停止年月日」
 「削除しない理由」を「利用停止しない理由」に改める。

「削除年月日」
 「利用停止年月日」
 「削除しない理由」を「利用停止しない理由」に改める。

「削除年月日」を「利用停止年月日」に、
 「削除しない理由」を「利用停止しない理由」に改める。

別記様式第16号中 1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人 を

「1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人」
 「1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人」に改め、同様式の注書

第2項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同様式中

「1 運転免許証 2 健康保険の被保険者証 3 旅券
4 その他()」
 「1 戸籍謄本 2 その他()」を

「運転免許証 健康保険の被保険者証 旅券
その他()」
 「戸籍謄本 その他()」に改める。

別記様式第17号中 1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人 を

「1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人」
 「1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人」に改め、同様式の注書

第2項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同様式中

「1 運転免許証 2 健康保険の被保険者証 3 旅券
4 その他()」
 「1 戸籍謄本 2 その他()」を

運転免許証 その他()	健康保険の被保険者証 ()	旅券
戸籍謄本	その他()	

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。